

「静岡県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」及び
「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の概要

1 法改正等の経緯

| 国 | | 県 | | 内 容 |
|-----------------|-------------------------------|----------|--------------------------------|--|
| 大防法 ・ 水濁法 | H22. 5. 10 公布 | 条例 | H23. 7. 22 公布 | ばい煙等の排出に係る事業者の責務規定の創設 測定記録の保存を義務化、未記録等に対する罰則の創設 |
| | H22. 8. 10 施行 | | — | |
| 水濁法 | H23. 4. 1 施行 | — | H23. 7. 22 施行 | ばい煙に係る改善命令の発動要件を緩和 水質事故時の措置等に係る対象物質を追加 |
| 水濁法 政令 | H23. 3. 16 公布 H23. 4. 1 施行 | — | — | 水質事故時の措置等の対象となる「指定物質」を追加 |
| 大防法 規則 | H22. 8. 4 公布 | 条例 規則 | H22. 9. 28 公布 | 有害物質の測定方法（塩素以外の項目）の変更 塩素の測定方法の変更 |
| | H22. 8. 4 施行 | | H22. 9. 28 施行 | |
| | H22. 8. 10 施行 | | H22. 10. 1 施行 | |
| 水濁法 規則 | H23. 3. 16 公布 H23. 4. 1 施行 | | H23. 7. 22 公布 H23. 7. 22 施行 | ばい煙量等測定記録表に係る運用の変更 ばい煙量等の測定項目から「燃料の硫黄含有率」を削除 排水等等の測定について、行うべき回数等を規定 水質測定記録表に係る運用の変更 |

- ※ 大防法 : 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- 水濁法 : 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- 水濁法政令 : 水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）
- 大防法規則 : 大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）
- 水濁法規則 : 水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）
- 条例 : 静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年静岡県条例第 44 号）
- 条例規則 : 静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 11 年静岡県規則第 9 号）

2 「静岡県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」の概要

(1) 大気汚染防止法の一部改正に伴う諸規定の改正

| 区 分 | 現 行 | 改 正 後 | 備 考 |
|--------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------|
| 改善命令の 発 動 要 件 (第 21 条) | 排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において | 排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき | 要件緩和 |
| | 人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるとき | | |
| ばい煙量等の 測 定 (第 22 条) | 測 定 | 測 定 | 義務化 |
| | 記 録 | 記 録 保 存 | |
| 義務違反に 対 する 罰 則 (第 125 条) | 届 出 | 届 出 | 創設 |
| | 報告・立入検査 | 報告・立入検査 記 録 ・ 保 存 | |
| | 罰金 10 万円以下 | 罰金 20 万円以下 | 引き上げ |

(2) 水質汚濁防止法の一部改正に伴う諸規定の改正

| 区 分 | 現 行 | 改 正 後 | 備 考 |
|-----------------------------|-------------|----------------------------------|-------------|
| 排出水等の測定 (第 46 条) | 測 定 | 測 定 | 義務化 |
| | 記 録 | 記 録 | |
| | | 保 存 | |
| 事故時の措置 (第 47 条) | 有害物質又は油を含む水 | 有害物質又は油を含む水 排水基準に適合しないおそれがある水 | 対象物質の 拡大 |
| 義務違反に 対する罰則 (第 125 条) | 届 出 | 届 出 | 創設 引き上げ |
| | 報告・立入検査 | 報告・立入検査 | |
| | | 記 録 ・ 保 存 | |
| | 罰金 10 万円以下 | 罰金 20 万円以下 | |

(3) その他の改正
条項修正など

3 「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の概要

(1) ばい煙量等の測定に係る諸規定の改正

| 区 分 | 現 行 | 改 正 後 | 備 考 |
|-------------------|----------------------|---|---------------------------|
| 測定項目 (第 9 条) | ばい煙量 (硫黄酸化物) | ばい煙量 (硫黄酸化物) | 削除 ※ |
| | 燃料硫黄含有率 | | |
| | ばい煙量 (ばいじん) | ばい煙量 (ばいじん) | |
| | 有害物質 | 有害物質 | |
| 記録方法 (第 9 条) | ばい煙量等測定記録表 (様式第 7 号) | ばい煙量等測定記録表 (様式第 7 号) 又は 計量証明事業者発行の証明書 | 証明書に必要な記載があれば、記録表に代えて保存可能 |
| 様式改正 (様式第 7 号) | 横 書 き | 縦 書 き 項目一部削除 | 計量証明事業者発行の証明書との整合 |

※ 別表第 2 に示した方法により「燃料の硫黄含有率」と「燃料の使用量」から「硫黄酸化物の量」を算出する場合は測定が必要。

(2) 事業場からの排出水等の測定に係る諸規定の改正

| 区 分 | 現 行 | 改 正 後 | 備 考 |
|------------------|-------------------------|--|---------|
| 測定頻度 (第 20 条) | (排出水、特定地下浸透水) (規定なし) | 1 年に 1 回以上 | 回数等を規定 |
| 記録方法 (第 20 条) | 水質測定記録表 (様式第 10 号) | 水質測定記録表 (様式第 10 号) (一部項目については、計量証明事業者等発行の証明書等の記載をもって省略可能) | 記録方法の緩和 |

(3) その他の改正

法律番号等の加除、日本工業規格 (JIS 規格) の変更に伴う規格番号の変更など

4 施行期日

公布の日 (平成 23 年 7 月 22 日)